

## 公金の債権回収に関する法務研修報告書

### 1 今年度の取組み

地方公共団体における公金債権回収業務の更なる推進に資するため、日本弁護士連合会及び各地域の弁護士会と連携し、「公金の債権回収業務に関する法務研修」を平成 24 年度から、コロナ禍の期間を除き、各地で開催してきた。

なお、主催は平成 24 年から平成 27 年度までは内閣府、平成 28 年度から令和元年度までは総務省、令和 7 年度以降は日本弁護士連合会が担っている。

研修内容は、総務省及び開催地域の弁護士会による取組説明、弁護士による法令及び実務に関する講義、並びに自治体職員と弁護士をグループ分けした意見交換会で構成している。

令和 7 年度は、高知県高知市にて開催した。

#### <高知研修>

日時：令和 8 年 1 月 22 日（木）13:00～17:00

場所：高知共済会館 COMMUNITY SQUARE

対象地域：高知県・香川県・徳島県・愛媛県

参加自治体：22/99 自治体

参加自治体職員：49 名

議事次第：①総務省取組説明（総務省）

②高知弁護士会の自治体との連携に係る取組説明（高知弁護士会）

③公金の債権回収に関する法令と実務（日本弁護士連合会）

④意見交換会

### 2 来年度予定している取組み

令和 7 年度法務研修参加自治体職員のアンケート結果では、「参考になった」との肯定的な意見が大多数を占めた。このため、令和 8 年度も引き続き、法務研修を実施する予定である。